

お知らせ

新しい資格確認書、医療費受給者証などを送付します

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人、医療費助成を受けている人に、新しい資格確認書などを7月中に郵送します。従来の健康保険証は発行されなくなりましたので、今後は、マイナ保険証や資格確認書などを使用してください。有効期限を過ぎた保険証などは回収しません。

■送付する資格確認書などの内容

種類	色	注 意 点	問い合わせ先
国民健康保険資格確認書 (マイナ保険証がない人)	ピンク	有効期限：令和8年7月31日 ※令和8年7月31日までに70歳になる人…70歳になる月の末日まで ※令和8年7月31日までに75歳になる人…75歳になる日の前日まで	国保医療課 国保年金係 (☎内線142、143、144)
国民健康保険資格情報のお知らせ (マイナ保険証がある人)	白	有効期限はありません ※70歳以上の人…令和8年7月31日まで ※令和8年7月31日までに75歳になる人…75歳になる日の前日まで	
後期高齢者医療資格確認書	青	有効期限：令和8年7月31日 ※マイナ保険証の有無に関わらず、対象者全員に送付します。	国保医療課 医療給付係 (☎内線145、146)
医療費受給者証	ピンク	有効期限：令和8年7月31日 ※本年度で小中学校を卒業する、または18歳に到達する子どもは令和8年3月31日まで ※更新申請が必要な人(所得不明者など)にはお知らせしていますので、手続きしてください。	

■マイナ保険証があれば「認定証」は提示不要です

外来受診・入院時の一部負担金と食事代の窓口負担が軽減される限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)は、マイナ保険証で受診すると提示が不要です。従来の認定証が必要な場合は、随時、申請を受け付けます。

■寡婦等医療費助成制度の給付割合が変わります

8月診療分より、医療費一部負担金から自己負担分(※)を控除した額の3分の1に変わります。
※1 医療機関ごと外来1,500円、入院5,000円(市民税非課税者は自己負担なし)

お知らせ

お盆期間中のごみ収集日のお知らせ

月日(曜日)	燃えるごみ	燃えないごみ	資源古紙	ペットボトル	一般ごみの持ち込み	事業系ごみの持ち込み
8月11日(月)	休み	休み	—	—	休み	休み
8月12日(火)	通常収集	通常収集	—	—	通常受付	通常受付
8月13日(水)	通常収集	通常収集	通常収集	—	通常受付	通常受付
8月14日(木)	通常収集	通常収集	—	—	通常受付	通常受付
8月15日(金)	通常収集	通常収集	—	—	通常受付	通常受付
8月16日(土)	休み	休み	—	通常収集	休み	休み
8月17日(日)	休み	休み	—	—	午前のみ受付	休み

☎大船渡地区環境衛生組合(☎26・4739)

災害に関するお知らせ

林野火災により収入減となる場合、保険料(税)の減免制度が利用できます
～農業・林業・漁業に携わる人が対象～

☎大規模林野火災の影響で、世帯の主たる生計維持者の農林漁業収入の減少が見込まれ、かつ次の①～③の全てを満たす世帯

①農林漁業収入の減少額が、前年の収入額の10分の3以上であること

②減少が見込まれる農林漁業収入を除く前年の所得額が、合計400万円以下であること

③国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の場合、前年の所得額が合計1,000万円以下であること

▶減免となる保険税(料)＝申請から7日後以降に納期限が到来する令和7年度の保険税(料)

▶必要書類

- 申請者本人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- 令和7年中の収入状況または収入見込が分かる書類(帳簿など)
- 令和6年中の収入状況が分かる書類(申告書の写しなど)
- 共済金額などの補填額が確認できる書類

《後期高齢者医療保険料の場合、次のものも必要です》

- 印鑑
- 令和4、5年中の収入状況が分かる書類(申告書の写しなど)
- 世帯全員分の預金通帳(残高が確認できる部分の写し)

▶申請方法＝減免申請書に記入の上、必要書類を添付して税務課に提出してください(郵送での申請可)。申請書は税務課窓口に設置してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。申請書の郵送を希望する人はお問い合わせください。

▶申請期限

- 介護保険料・後期高齢者医療保険料…令和8年1月26日(月)
- 国民健康保険税…令和8年2月24日(火)

▶注意事項＝申請内容が事実と異なると判明した場合、減免額の変更または減免の取り消しを行うことがあります。

☎税務課諸税係(☎内線153)

お知らせ

～戦没者などのご遺族の皆さんへ～^{ちょういきん}第12回特別弔慰金が支給されます

▶特別弔慰金とは

今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に弔慰金を支給するものです。

▶支給対象

令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受給している人(戦没者などの妻や父母)がいない場合に、次の(1)～(4)の順番が先になる戦没者などの死亡当時のご遺族どなたか1人が対象です。

▶支給される順位

- 令和7年4月1日までに弔慰金の受給権を取得している人
- 戦没者などの子
- 戦没者などの①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※原則は①→④の順ですが、戦没者などの死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4)前記(1)～(3)を除く戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▶支給内容＝額面27万5千円(5年償還の記名国債)

▶請求に必要なもの

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書など)
- 戸籍書類など

※必要な書類は請求者によって異なりますので、お問い合わせください。

▶請求窓口＝市役所本庁 地域福祉課

▶請求期限＝令和10年3月31日(金)

☎地域福祉課生活支援係(☎内線182)

